

令和4年7月15日

総合評価落札方式による浄水場運転管理業務の発注について

令和4年7月
大阪広域水道企業団
庭窪浄水場

庭窪浄水場において令和4年度に発注する「庭窪浄水場ほか 運転管理業務」については、水道事業の基幹業務である浄水場の運転管理を委託することから、相応の技術力を有する受注者を選定する必要があるため、業務実施方針及び体制、運転監視、施設点検と保守整備、現場監視操作及び修繕、緊急対応などの観点から技術提案を求め、技術力と価格の両面から見て最も優れた者を落札候補者として決定する総合評価落札方式により実施する。(地方自治法施行令第167条の10の2)

1. 業務概要

(1) 対象施設

- ① 庭窪浄水場（守口市大庭町二丁目30番18号）
- ② 大庭浄水場（守口市佐太中町二丁目33番91号）
- ③ 三島浄水場（摂津市一津屋三丁目1番1号）
- ④ 一津屋取水場（摂津市一津屋地先）
- ⑤ 万博公園浄水施設（吹田市千里万博公園5番3号）

(2) 業務内容

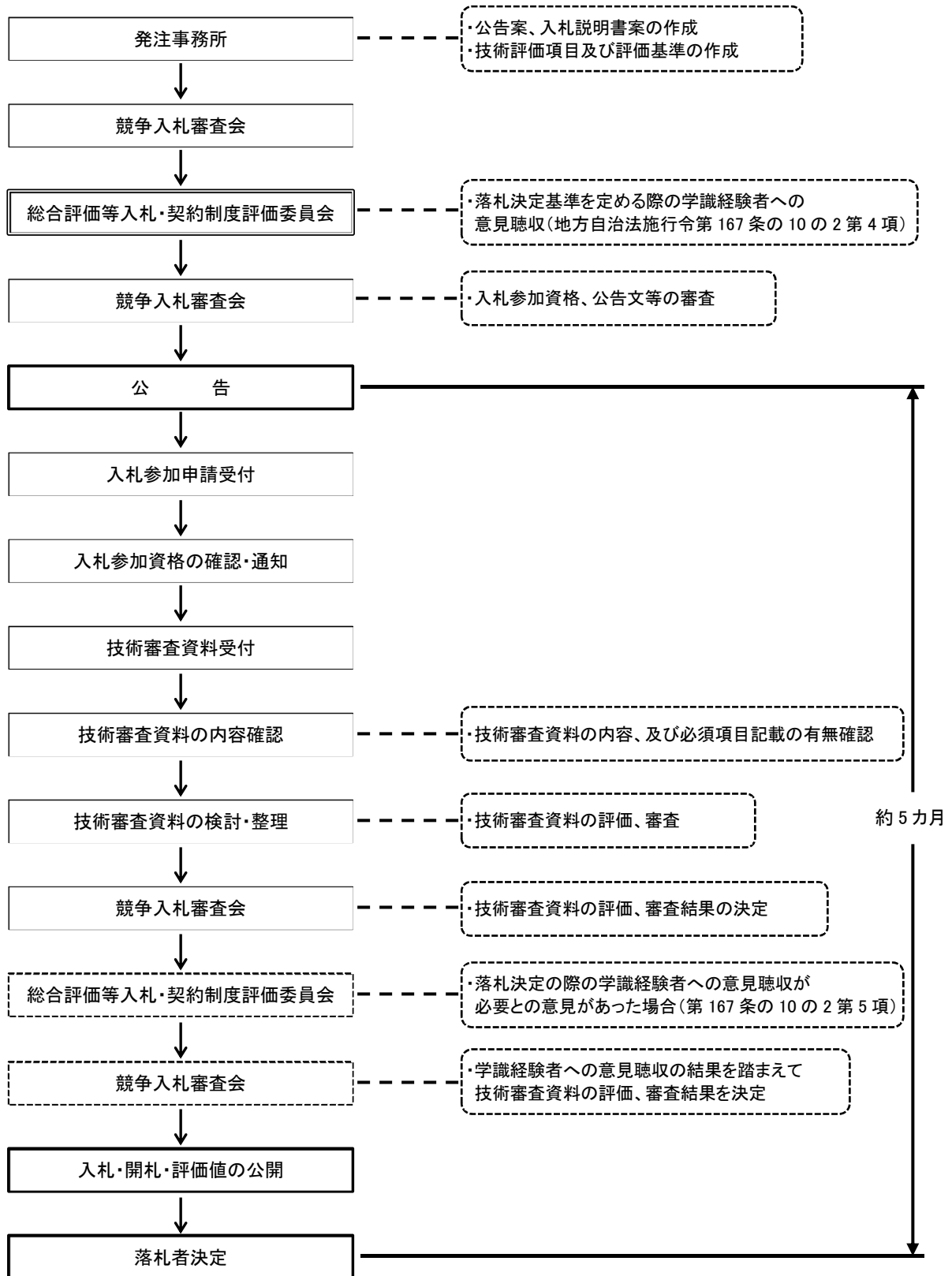
- ① 運転監視業務
- ② 施設点検業務
- ③ 保守整備業務
- ④ 現場監視操作及び修繕業務
- ⑤ 緊急出動業務

(3) 履行期間

履行期間：令和5年9月30日20:00から令和10年6月30日20:00まで

- ・受注者は、履行開始の5カ月前から現受注者による引継ぎ業務を開始し、履行開始までに引継ぎを完了すること。
- ・受注者は、履行期間を満了する5カ月前から次期受注者への引継ぎ業務を開始し、次期履行開始までに引継ぎを完了すること。

2. 総合評価落札方式における手続の流れ



3. 総合評価落札方式の方法

(1) 総合評価点

① 総合評価点は、次の計算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点} \quad (\text{加算方式})$$

② 技術点及び価格点は、(2)、(3)により算定する。

③ 評価項目及び評価基準

| | 評価項目 (大項目別) | 比重 (%) | 配点 | 重み | 評価指標 |
|---------|------------------|--------|-------|---------|---|
| 1 | 業務実施方針と配置体制、実績 | 58 | 700 | 3~1 (倍) | 5段階評価等 5: 特に優れている 4: 優れている 3: 良 2: 可 0: 劣る |
| 2 | 運転監視業務への提案 | 12 | | | |
| 3 | 施設点検と保守整備業務への提案 | 6 | | | |
| 4 | 現場監視操作及び修繕業務への提案 | 2 | | | |
| 5 | 緊急時対応業務への提案 | 18 | | | |
| 6 | その他の提案 | 4 | | | |
| 7 | 入札価格に関する事項 (入札書) | — | 300 | — | — |
| 配点 (合計) | | — | 1,000 | — | — |

技術評価項目、評価基準は、入札公告時に添付する入札説明書等に記載する。

(2) 技術点

① 技術点は、技術審査資料の内容について評価して付与する点数で、次の計算式により算定するものとする。

$$\text{技術点} = 700 \times (\text{当該獲得素点}^{\ast 1} / \text{最高獲得素点}^{\ast 2})$$

ただし、当該獲得素点が最高素点^{※3}の50%未満の場合は、失格とする。

※1 当該獲得素点とは、「各評価項目の評価指標に基づく獲得点」と「重み」の積を合計したものをいう。

・ 評価指標…5, 4, 3, 2, 0点の5段階評価

・ 重み…業務に与える影響度に応じて3, 2, 1倍

※2 最高獲得素点とは、入札参加者が獲得した素点のうち最も高いものをいう。

※3 最高素点とは、「各評価項目の評価指標に基づく最高点」を合計したものをいう。

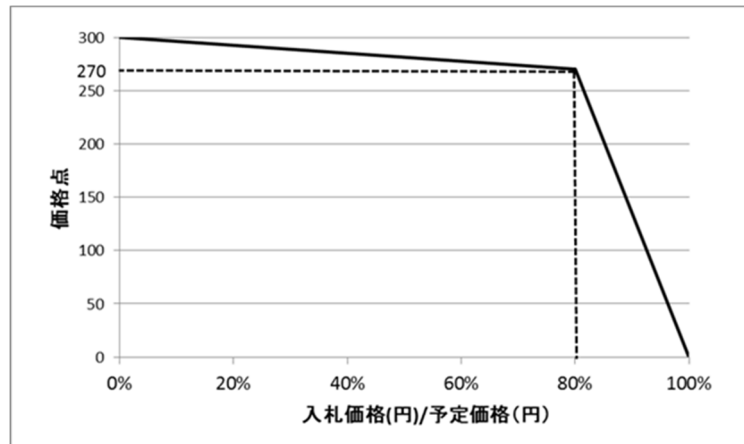
(3) 価格点

① 価格点は、入札価格をもとに、次の計算式により算定するものとする。

(入札価格/予定価格)の値が

80%以上の場合 価格点 = $\{1 - (\text{入札価格}/\text{予定価格})\} \times 1,350$

80%未満の場合 価格点 = $\{1 - (\text{入札価格}/\text{予定価格})\} \times 37.5 + 262.5$



ただし、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

4. 総合評価落札方式による落札者の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、総合評価点が最も高い者を落札候補者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が同点で2者以上である場合は、「電子くじ」により落札候補者を決定する。

5. その他

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価方式の適用にあたっては、大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会に諮り、学識経験者から意見を聴取する。

[学識経験者の意見聴取]

総合評価落札方式を実施する場合、中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞く。(地方自治法施行令第167条の10の2第4項)

(2) 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、入札公告時に添付する入札説明書等において明らかにする。

① 入札公告時

入札説明書等において以下の事項を明記する。

- a) 入札参加資格
- b) 入札の評価に関する基準
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準

・素点配分

c) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

② 開札後

大阪広域水道企業団ホームページ等において、以下の事項を公表する。

a) 入札参加者名（入札参加資格があると通知した者）

b) 各入札参加者の入札価格

c) 各入札参加者の価格点

d) 各入札参加者の技術点

e) 各入札参加者の総合評価点

③ 技術審査資料の評価結果に対する質問

自己の評価結果について質問事項がある場合は、入札説明書及び入札公告に定めるところにより、質問書の提出ができる。

(3) 公開時期

「庭窪浄水場ほか 運転管理業務」について、令和4年8月頃に入札公告予定である。